

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

2017 年度商標法及び審査基準改正動向

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 01 | 新規制定の「商標紛争案件手続審査基準」、2017年10月30日に発効 |
| 02 | 「非伝統商標審査基準」が改正、2017年9月12日より発効 |
| 03 | 「商標法施行細則」第19条付表が 2017年3月18日より発効 |
| 04 | 商標法第98条改正条文が2016年12月15日より施行 |

01 新規制定の「商標紛争案件手続審査基準」、2017年10月30日に発効

知的財産局は2017年10月30日に「商標紛争案件手続審査基準」を制定するとともに、即日発効することを公告した。

商標紛争案件に関わる手続事項の審査作業をさらに明確化するため、知的財産局は「商標紛争案件手続審査基準」案を策定し、2017年10月6日に同局サイトで公告して、商標係争案件審理の根拠とするとともに、当事者に関連手続処理の参考として供した。

本基準の内容は以下のとおり：一. 商標紛争案件に係る形式事項の記載、二. 事実及び理由の明記、三. 補正の通知及び期限、四. 答弁の通知及び意見の陳述、五. 審理の一時停止事由、六. 職権による無効審判又は取消審判の提起、七. 原処分取消後のやり直し審理等の事項。

02 「非伝統商標審査基準」が改正、2017年9月12日より発効

知的財産局の公告によると、「非伝統的商標審査基準改正案」について公聴会を開いて各界の意見を広く集めることを2017年7月7日に公告し、同月17日に公聴会を開いて専門家、学者及び各界のトップの意見を聴き、同月27日にはその会議記録を同局サイトに掲載したという。公聴会における各界の意見を整理、参酌した結果、当局は匂い商標について登録出願を開放するよう方針を変更するとともに、「非伝統的商標審査基準改正案」を修正して完成した。*「非伝統的商標」には、立体商標、色の商標、音の商標、動く商標、ホログラム商標などの新しいタイプの商標が含まれる。

「非伝統商標審査基準」は2017年9月12日に改正公布され、即日発効した。

03 「商標法施行細則」第 19 条付表が 2017 年 3 月 18 日より発効

「商標法施行細則」第 19 条付表は 2017 年 3 月 16 日に改正公布され、2017 年 3 月 18 日より発行した。

関連情報は知財局ウェブサイトをご参照：

<https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=623517&ctNode=6687&mp=2>(英語版)

04 商標法第 98 条改正条文が、2016 年 12 月 15 日より施行

商標法第 98 条について、2016 年 11 月 30 日付総統令による改正公布、行政院を経た 2016 年 12 月 15 日からの施行を知財局が公告。

説明：刑法の新制没収規定の適用により、職権による没収の挙証及び認定手続きが増えて、侵害品が再度市場に回流し、模倣品取締成果の妨げになるのを防ぐため、商標法第 98 条規定を改正して刑法の特別規定とすることで、絶対義務没収規定（訳注：犯罪行為者の所有であるかを問わず全て没収）の採用を維持した。



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 · Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 · Fax: 81-3-3354-3010

TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLo, All Rights Reserved.